

# I R体制の整備義務化に係る対応・留意点について

東京証券取引所 上場部

2025年4月30日



- ◆ 近年、「資本コストや株価を意識した経営」のお願いなども踏まえ、**多くの上場会社の皆様に、積極的なIR活動によって、株主や投資者との関係を構築しながら、企業価値向上に取り組んでいただいております。**
- ◆ 一方で、投資者からは、**IR活動自体を実施せず、そのための体制を整備していない企業も一部存在する**との指摘が寄せられています。
- ◆ こうした状況も踏まえ、東証では、上場会社の皆様に、**株主や投資者との関係構築に向けた情報提供体制（IR体制）を整備していただくべく、IR体制の整備を義務付ける予定**としております。
- ◆ 本資料では、IR体制の整備義務化（2025年7月予定）に先立ちまして、**上場会社の皆様にご対応いただきたい事項や留意点**を取りまとめ、ご紹介しております。
- ◆ 上場会社の皆様におかれましては、本資料を踏まえ、**IR体制の検討・整備や、コーポレート・ガバナンスに関する報告書**（以下、「CG報告書」）**の更新**などのご対応を進めていただきますようお願い申し上げます。

# 1. I R 体制の検討・整備について

◆ 株主や投資者との関係構築に向けて必要な情報提供を行う観点から、自社に必要な I R 体制について検討・整備いただくようお願いします。

※ 具体的な体制については、**自社の企業規模や株主構成等を踏まえ検討いただくことが重要**です。必ずしも、形式的に I R 担当役員や I R の専門部署・専任担当者の設置を義務づける趣旨ではございません。

➤ ご参考として、東証に寄せられる主なご質問及び回答をご紹介します。  
**【ご参考：よくある質問と回答について（5ページ）】**

※ 国内外の機関投資家からは、**最低限の I R 体制を整備するにとどまらず、具体的な I R 活動の実施やそれに向けた体制の充実を期待する声**が寄せられています。そのような投資者の期待も踏まえ、**更なる I R 体制の充実や I R 活動の実施についてもご検討ください。**

➤ 今後、東証にて **I R 体制や I R 活動に関する投資者の声**を取りまとめ、ご紹介する予定です。 **【2025年6月予定】**

## 2. CG報告書への記載について

- ◆ CG報告書の「IRに関する部署（担当者）の設置」の補足説明欄に、自社のIR体制について記載いただくようお願いします。  
(例：IRに関する責任者（担当役員など）、部署、担当者や窓口など)  
※ 既にIRに関する担当部署や担当者を置いている場合でも、そうした状況についてCG報告書に記載していない事例が散見されます。**2025年6月中を目途に、まずは現状のIR体制についてご記載ください。**（その後、IR体制の見直しを行う場合は、必要に応じてご更新ください。）

### (参考) CG報告書 III. 2. 「IRに関する活動状況」

表示項目	補足説明	代表者自身による説明の有無
(個人投資家／アナリスト・機関投資家／海外投資家) 向けに定期的説明会を開催	.....	あり／なし
IR資料のホームページ掲載	.....	
IRに関する部署（担当者）の設置	.....	

- ※ 「IRに関する部署（担当者）の設置」欄を**必ず表示**し、補足説明欄に自社のIR体制について記載いただくようお願いします。
- ※ CG報告書以外の書類や図表を参照する形式でも構いません。書類等へのリンクや、リンク先で参照すべき箇所について、わかりやすい記載をお願いします。

# 参考：よくある質問と回答について

## Q I R体制の整備義務化に伴い、I R担当役員やI Rの専門部署の設置も必須となるのか

A 具体的な体制については、企業規模や株主構成等を踏まえ、各社でご検討いただくことが重要です。投資者からは、I Rに特化した専門部署を設けるなど、充実したI Rを行うための体制の整備を期待する声も寄せられておりますので、投資者との対話も踏まえ、自社に必要な体制やその充実についてご検討ください。なお、上場制度上は、必ずしもI R担当役員やI Rの専門部署の設置がなくても、義務に違反するものではございません。

## Q I R活動の実施も義務化されるのか

A 今回の改正は、I R活動の実施を義務付けるものではございませんが、投資者からの期待を踏まえ、具体的なI R活動（例えば、説明会の開催などによる能動的な情報提供や、個別面談による双方向の対話等）に積極的に取り組むことが、投資者と信頼関係を構築していくうえでは重要です。なお、東証では、上場会社の投資者の目線を踏まえたI R活動等の充実が進むよう、2025年6月を目途に投資者の声を取りまとめ、ご紹介する予定です。

## Q I R体制を整備していない場合には、措置の対象となるのか

A I R体制が全く整備されていない場合は、公表措置等の実効性確保措置の対象となる場合があります。

## Q 既にI R体制を整備しているが、追加的な対応は必要か

A 既にI R体制を整備しており、その状況について、CG報告書の「I Rに関する部署（担当者）の設置」の補足説明欄に記載している場合には、追加的な対応は不要です。I R体制を整備していても、CG報告書に記載していない場合には、株主・投資者が各社のI R体制を容易に確認できるよう、現状の体制について2025年6月中を目途に記載をお願いします。